

第6回中野区子どもの権利擁護推進審議会
(令和3年5月18日)

午後7時00分 開会

野村会長

皆さん、こんばんは。では、始めたいと思います。さて、本日ですが、成立しているかどうかという。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

委員の方は13名出席されていますので、会議は成立しております。

野村会長

傍聴の方は。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

今8名入ってらっしゃいます。

野村会長

はい。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴の方には資料が配付されていないと思いますので、画面を見ていただければと思います。事務局、全体の資料についての説明をお願いします。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

配布資料ですが、本日の次第「第6回中野区子どもの権利擁護推進審議会次第」と、答申案ですね、タイトルが少し長いのですが「子どもの権利擁護に係る条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方、区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組み及び子どもの権利擁護を推進するために必要な方策等について(答申案)」と書かれているものが本日配らせていただいた資料になります。それと、参考資料で、webアンケート等のアンケートの実施結果をメールで送らせていただいております。こちらは紙ではお送りしていませんけれども、質問1につきましては、全部で1,027件、質問2については985件、質問3については963件の回答をいただいております。資料は以上になります。

野村会長

はい。ありがとうございます。

今日は答申案について議論しますが、その前に、前回の会議から今回の会議までに子どもへの意見聴取ありましたよね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

はい。お配りした答申案の付属資料5をご覧くださいなのですが、意見聴取した結果をまとめてございます。4月20日が前回の審議会だったのですが、そのあとに、国際交流

協会の日本語教室の中学生12名に出前授業をして意見聴取させていただいたのと、4月26日に宝仙学園高等学校の女子部保育コースの生徒さん101名に出前授業と、「権利条約の中で守られていないと思う権利」と「条例に入れたい考え方や理念」について意見をいただきました。それと4月27日に、区内の中学校で、中学3年生、こちら特別支援学級の生徒含む中学3年生122名に出前授業と意見聴取を実施している状況でございます。以上です。

野村会長

ここに行かれた方、網羅的でなくても良いので様子をお聴かせいただけますか。

田谷委員

私は宝仙学園に伺いましたので、宝仙学園での授業についてお伝えさせてください。宝仙学園で保育士を養成するコースの101名の学生とともに子どもの権利について検討をしていきました。子どもたちから、「子どもの権利条約の中で守られていないと思うこと」というものを、カードを使いながら話し合いしていただきました。一般的な意見もたくさん出てきていたんですが、今まで私たちが検討していなかったものとして、まず麻薬などの情報に自分たちがアクセスしやすい、ということから「麻薬から守られる権利がある」といったこと、それから、少年法に興味を持っている方もいて、何か失敗してももう一度やり直す権利があったり、何か少年法に引っかかることがあっても差別されずに生きていくことができればいい、といった意見がこれまで話し合われていなかった部分として出てきていて、彼らの中で失敗することや差別を受けること、麻薬といったことの問題性がキーワードとして上がってきたと思います。

また、授業が終わってからになります、18歳を過ぎた後、自分たちの子どもの権利は保障されないのか、守られないのか、といった意見が個人的に質問としてありまして、私の方で対応したんですけれども、自分たちが子ども期に保障されなかった権利が年齢が過ぎたから保障されないのか、というところで不安を抱えていて、そのあたりはどうしたらいいかなど悩みながらも、やはり子ども期に保障されなかった部分を大人の時代にサポートしていく必要性、連動性があるということを理解させられました。

また、厳しい意見として、「権利条約が守られていないのは分かったけれど、条約を守るのが先で、条例を作るのではなく条約を守ることに意味があるんじゃないですか、おかしくないですか」という意見も出されましたので、子どもたちの、自分たちを取り巻く環境に対して、厳しい視線が投げられているなという印象を受けました。

最後に、何人かの方から、条例が通るとき、どういう時に審議会がなされたのかという報告、それから、最終的に可決されたのか可決されなかったのか、可決されなかったとしたらなぜ可

決されなかったのかを報告まで聞きたい、といった意見を帰り際に言われましたので、彼らが条例のことを本当に期待しているんだな、という印象を受けました。私からは以上になります。他の方、言い足りなかった部分をフォローお願いいたします。

野村会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

相川(梓)委員

私は多分すべての出前授業に参加させていただいたと思います。あとここには載っていませんが無料塾の方にも行って話を聞かせていただきました。まず無料塾に行ったときに印象的だったことをお伝えさせていただきますと、中学生がたくさんいる中でグループワークをして、子どもの権利について意見を書いてもらってありました。たくさん書いている方もおり、また、大変鋭い意見を言っている方もいました。私が特に印象に残ったのは、気の合う方と一緒にご飯を食べる場が必要ではないか、という意見、多分まだ中学生になったばかりの方と思うのですが、公園に対する不満を複数枚に渡りたくさん書いていた方のことです。

次には国際交流協会で日本語を勉強している方の意見聴取に伺いました。日本語がある程度できる方、そうでない方もいるようでしたが、一人一人皆さん真面目に回答をしてくれました。「何をしているときが一番楽しいですか」という質問に対しては、「ゲーム」という回答がとても多かったです。オンラインではもしかすると母国語でコミュニケーションができ、より楽しめるのかもしれない、という印象を受けました。また「音楽を聴く」という回答もとても多かったです。お一人とても熱心に日本語で長文の意見を書いてくれた方がいました。webでもアンケートに回答できることを伝えたところ、そちらでも答えたいという意向を持っていました。普段から何か思うところを抱えているのかもしれない、と印象に残っています。

宝仙学園に行ったときの印象としては、もう高校生ということで皆さんとてもしっかりしてらっしゃるな、と思ったのが印象的でした。その場で居住地について手上げアンケートを取った際、区外の方がとても多かったことも印象に残りました。中野区、というと在住の子を中心に考えてしまいがちですが、区外の子もたちもこんなにたくさん来ているということと、そのような子どもたちの声が聴けたということはとても重要で、忘れてはいけないことだと思いました。

区内の中学校で中学3年生に話を聞いたときは、友達の前だからかとても恥ずかしそうな様子の子もいました。みんなに見られたくないのか、とても薄い字でプリントに文字を書いている子もいました。普段過ごす場での意見聴取については、良い面悪い面があり一工夫必

要なのかもしれない、という印象を受けました。あとは、普段日常的に子どもたちと接している先生が生徒とやりとりをすることで、議論が深まっているグループなどもあったように思います。

私は多くの場所に行かせていただきましたが、子どもたち自身に子どもの権利を考えてもらう場をつくるということが、本当に大事なことだという手ごたえをつかみました。中野区でぜひ定期的にこのような場を設けてほしい、ということ強くお伝えしたいです。長くなりましたが以上です。

野村会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

齋藤委員

私は区内中学校の出前授業に参加させていただきましたが、前回と今回で違っていた点は、前はタブレットを使った意見聴取でしたが、今回は用紙に書き込むという形でした。今相川さんもおっしゃっていましたが、用紙に書き込んで誰でも見られる状況である、ということが、やはり聴取方法についてプライバシーを守ることがすごく難しく、子どもたちの本音というのがなかなかキャッチしにくい状況があったのかなと思いました。最初の中学校ではかなり本音の部分が聞きやすく、本音を書いてくれたアンケートだったと思うのですが、用紙に書き込む方法はやはりまわりの友達の目であったり、生徒同士の対話の中で他の子に合わせてしまうことがあったり、「合わせる」ということは自分のプライドというか、心を守る意味では必要な部分だったのかなと思いました。内容としては、このような見られる状況であることもあって、「自分には不満はない」、「家族にも不満はない」といった意見を多く見聞きした、という印象です。

野村会長

ありがとうございます。他の方は。

瀧本委員

私は4月27日の区立中学校に参加させていただきましたが、今齋藤さんがおっしゃったように、体育館でみんなで集まって行ったので、本音が言えてるのかな、という子たちがパラパラいたのが気になったのですが、でもその中で、条例にどのようなことを入れたいですか、という質問では、「自分の夢を自由に追いかけられる権利がほしい」と書かれていながら、でも小さい字で「分からないところは大人にサポートしてほしい」と書いてあったり、自由に追いかけられると言いながらも、まだしっかり大人にサポートしてほしいというところは素直な気持

ちが書かれているな、と感じました。

あとは、感想の中で嬉しいなと思ったのが、「大人の方がこんなに子どものことを考えてくれていることが嬉しく思った」という意見があったり、「普段考えられないことが考えられてよかった」という意見もあって、やはりこういった権利のこと、普段考えないことが出前授業を通して子どもたちに伝えられたということがとてもよかったなと思いました。以上です。

野村会長

ありがとうございます。他の方で参加された方はおられますか。

松山委員

私は国際交流協会と高校に行かせていただきました。先ほど相川さんからお話がありましたが、国際交流協会の子たちはやはりご自分のルーツだったり、普段学校や日本語がメインの環境の中では話づらいことも話してくれたかなという印象があって、学校の学習支援教室、日本語教室のような場所であったり、国際交流協会や色々な外国にルーツを持つ子が集まっている場所だけど、自分のルーツに近い人たち同士で集まれるような多様な協会がほしい、というような声も寄せられていたのが印象的でした。

高校での出前授業は、年齢が少し上だったこともあるかと思いますが、例えば差別されない権利が守られているか、という議論がなされていたときには、自分自身が対象になっている、と自分に引きつけながら話している子もいれば、障害を持っている人など周りの人たちへのインパクトにも思いを寄せながら話してくれている子たちが多かったということも印象的でした。また、そのワークショップの中で出てこなかった意見もアンケートの中で書いてくれていて、先ほど委員からのお話の中でもありましたが、こういった子どもの権利について知る場自体が普段あまりにもないし、今日初めて知ったことがたくさんあるから、まずは知る機会、意見を出し合う機会をつくってほしい、という意見があったので、今日の答申案の中でも啓発のことや子ども参加のことが議論になってくるかと思いますが、そういったことの重要性を考える必要がすごくあるな、という印象です。

また、資料には入っていませんが、無料塾にも参加させていただきまして、そこでの全体的な印象としては、やはり学校とも違う、お互い見知った顔の中で、安心して話し合いができていいのか、という印象で、結構踏み込んだ意見なども出てきていました。やっぱり学校だけではないサードプレイスみたいなところも含めた場でそういった子どもたちの声を聴いていくことが大切なのかなと思いました。以上です。

野村会長

ありがとうございます。他に参加された方はまだおられますか。

粉川委員

私は宝仙学園に行かせていただきました。私が印象に残っているのは、高校生の皆さんから遊ぶ権利や休む権利が保障されていないよね、といったことが話し合われていたのですが、実際の発表の場には一つ出てきたか、出てきていなかったかな、という印象で、思っているけどなかなか上がってきていないものであったな、というところが印章的でした。あとは皆さんがおっしゃっていたとおりだったかなと思います。以上です。

野村会長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。参加された皆様お話しただけでしたかね。ありがとうございました。

非常に短い期間、そもそもこの審議会自体が短い期間で設定されている中、もちろん中野区にはたくさんの子供が、もっとたくさんの子供がいるんだけど、これだけたくさんの子供から話を聴けたというのは、本当に皆さんが精力的に動いていただいたおかげだと思っています。

子どもからの意見聴取が以上のような形で行われて、答申を検討するワーキングが5月11日に開催されました。以上のような子どもたちの意見を網羅的にすべて把握していたわけではないのですが、それぞれの委員が思いを込めながら色々発言をしていただいて、答申案の中にも今回ご紹介いただいたような意見が反映される形で案を作ってきたことになろうかと思います。ということで、最初に、子どもたちからの聴き取りについてお話を聞いたというところでございます。この点で質問ないし意見がある方いますか。

松山委員

答申の付属資料、子どもへの意見聴取の中で高校名が掲載されていますが、学校名は載せない、という形でワーキングでは冒頭の方に確認していたかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

宝仙学園については、お名前を出しても大丈夫ということで学校からお話しただいております。学校のホームページでも、出前授業をやりました、ということを知っていただいておりますので、ぜひ答申にも入れていきたいなと思うのですがいかがでしょうか。

松山委員

承知しました。一律出さないという形で進めるかと思っていたのですが、個別に確認いただ

いているということでしたら大丈夫かなと思います。ありがとうございます。

相川(梓)委員

すみません。付属資料の共起ネットワークの図についても事務局からご説明していただいて、子どもたちの意見が答申に反映されているか皆さんで確認できたらいいなと思ったのですがいかがでしょうか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

事務局から説明させていただきます。「共起ネットワーク1」と書いてある資料が、アンケートの質問1「あなたが「なかのにあったらいいな」と思う場所はどんな場所ですか」というものについての1,027件の回答を落とし込んだ資料になります。この円が大きいほど、この単語が出た回数が多い、というところと、線がつながっているんですけれども、それが単語から単語へのつながりが多かったものになります。これがアンケートの3つ分と、あと相川委員に作っていただいた、実態調査の自由記述から抽出した小学生と中学生の区への要望をまとめたものになっていますので、どういった言葉が出てきたかをある程度こちらから拾って、答申には反映させていただいている状況でございます。

野村会長

ありがとうございます。こういうのってすごいですね。私やったことないんですけれども、いいんじゃないでしょうか。ぜひ載せていただければと思います。

では、答申の内容に入っていきたいと思います。皆さん目を通していただいているかと思いますが、傍聴の方もおられますので、かと言って読み上げるわけにもいきませんので、要点をかいつまみながら進めていければと思います。

答申については、これまでの議論を事務局にまとめていただいたものがありますけれども、前回11日に行われた答申ワーキングの中で、答申案という形でまとめさせていただきましたので、その内容をご報告させていただければと思います。

まず「はじめに」というところですが、こちらは後で読んでいただければと思いますが、1ページ目の「1980年代半ば」というところに「中野区では、痛ましいいじめ自殺事件が起こりました」ということで、ここが中野区にとってはとても重要なお話であったということ、ここからスタートしているということをつけ加えさせていただきました。

次に目次を見ていただければと思います。まず一番最初の会議で議論しました、中野区の現状と課題というところでまとめるのが一つになります。

その後、子どもの権利保障の考え方ということで2番目に来ています。これはもともと「権

利擁護」という言い方をしていましたが、「権利保障」という形に見出し自体も変わったということでもあります。

それから3番目、子どもの権利保障における区・地域団体・事業者等の役割について。

4番目がそれぞれの場所や場面での子どもの権利保障ということで、家庭、地域等についての権利保障について具体的に定めたものになります。

5番目は区の施策ですね。権利保障のための施策について書いたものがここになります。

それから6番目に子ども参加の仕組み。

そして7番目に相談・救済の仕組み、という形で全体の答申案とさせていただいております。

野村会長

まず現状と課題。4ページになります。4ページでは、一つは第1回目に検討したように、令和元年8月に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」と、区内の子どもへの意見聴取を中心に、ということで現状と課題をまとめてあります。必ずしも網羅的ではありませんですが、答申案に必要な限りで内容をまとめてあります。

まず始めに、「子どもが抱えている困難」ということで、中野区の子どもが一体どうなっているのか、とりわけ子どもの現状を把握するにあたって、子どもの自己肯定感、あるいは困難を抱えている子どもの現状を中心に検討した、というところでまとめてあります。

最初の自己肯定感のところでは、否定的な回答をしている子どもが2割から3割ということになりますので、他の調査に比べても、自己肯定感があまり高くないという結果になっているかと思います。そして、貧困率の話がその次であって、4ページの一番下には児童相談所の相談対応件数の増加の話が出ています。5ページにいきまして、このようなことを踏まえると、虐待や貧困などの困難を抱える子どもが一定数おり、保護者も同様に困難を抱えていることが分かる、という形でまとめてあります。

次に2番目として「子どもの居場所」ということで項目を立てておきました。居場所とは何かということについては、簡単に定義をしてありまして、「子どもがほっとできる場所のことをいいます」としてあります。もちろん定義は色々あるんですけども、わかりやすさを考えて短く示してあります。何かすることのできる場所であることもありますが、ただいることで安心できる場所であることもあります。そうした居場所は、中野区ではどのような現状にあるのか、ということで、以下検討しています。もちろん実態調査をもとにしておりますので、すべての居場所について網羅的に把握できたわけではありませんが、自分専用の勉強机を欲しいけれど

も持っていない小中学生が25%程度いるであるとか、あるいは集中して勉強ができる場所や自習等々のスペースが欲しいというような声、それから、イベント等については非常に満足度が高いところがあるけれども、他方で、のびのびと過ごせる自然や、あるいは子どもが遊べる公園の遊具であるとか、公園については不満があるという、そういった声があるようでした。それから、ボールを使える場所というのはどこでもあるんですけども、中野区でも同様に指摘されています。で、6ページにあって、審議会の中では色んな指摘があったということとともに、とりわけ中高生世代の居場所の整備は一つの課題であるということで結んであります。

次に3番目に「子どもの悩みと相談」ということで、悩みと相談についての検討をしてあります。困ったときにどうするのか、ということについては、「友達や家族に相談する」、「インターネットで解決方法を調べる」という回答が多くあったと。この二つについては並べてはありますけど内容としては随分違うものになると思われま。また、実態調査の中でも、相談できる場所があれば使ってみたい、あるいは興味がある、という回答も相当数あったということが報告されています。そして審議会の中での意見として、家庭内であまり話さない子どもであるとか、家庭や学校に限らず頼れる大人がいることが大切であるとか、様々なことが指摘されていて、そのことについてここでまとめてあります。で、色々な相談機関はあるけれどもそのハードルを低くするということがどういうことなのか、ということについての話もここでしてあります。特に7ページにいきますと、何か専門的な相談というよりはむしろ、困ったところで相談を受けて、受ける側がきちんと整理して解決につなげていく、というような、そういう相談機関が必要だ、としてあります。

4番目に「子どもの意見表明」ということで、この意見表明というのは子どもの権利の中で最も大事なところで書き始めてありまして、審議会の中でも様々意見が出されました。意見、思い、考えを表明することとそれを尊重するという、それから「聞いてもらわないと話す気にならない」ということから、聞く側の問題も大事であるということについて指摘してあります。以上が中野区の子どもの現状ということでありま。

野村会長

続けて先に進んでおきますが、2番目が「子どもの権利保障の考え方」ということで、諮問事項では「子どもの権利擁護」ということでしたけれども、そのリード文の下から2行目の文章、「子どもの権利保障」という言い方をむしろ積極的に使っていく、ということにしました。そのうえで、条例の構成等ということで(1)、まず条例の名称ですが、色々な名称の仕方があると思いますけれども、中野区では「子どもの権利」を入れた条例名にすべきであるというふうに

提案をしてあります。それと同時に、子どもの権利条約をしっかりと位置づけることも大切だ、ということを示してあります。それから条例の形式ですが、一つは子どもの権利の理念および考え方を共有する、それから具体的な生活場面で子どもの権利につながるような、それを目的にすべきだ、ということと同時に、平易で分かりやすいものにすべきだ、ということになりました。

次に前文の話が8ページの下の方に出ていて、前文を定めるということ、前文でいかに子どもの思いを受け止めるかということを示してあります。で、9ページにいきますと、前文で何を規定していくのかということについて書いてあります。まず前文を設けるべきだ、というのが最初のリード文ですけれども、この前文の中に「子どもにやさしい」というキーワードを入れたらどうか、という話が出ています。この「子どもにやさしい」というのはもともとユニセフが子どもの権利条約とともにそれを広げていく、いわば戦略的な用語として、あるいはムーブメントとして「子どもにやさしいまち」というのを取り上げていますけれども、そのキーワードとしての「子どもの権利保障を行うまち」ということで、「子どもにやさしい」ということをキーワードに入れたらどうかという話が出てきています。それから二つ目が先ほども申し上げたとおり、「子どもの権利条約に則り」という、子どもの権利条約との関係をきちんと示すということ、それから3番目に、中野区においては、とりわけこの「いじめから守られる」ということをきちんと示す必要がある、ということが指摘されています。それから4番目として、子どもはとかく未来の担い手のように言われがちであるけれども、子どもの「今」ということもとても大事なので、「今と未来のため」ということをキーワードにしたらどうか、ということと、近年ではSDGsの考え方がとても大事になってきていますので、これを前文に入れるべきだ、としています。それから先ほど子どもたちの意見でもありましたが、「子どもがこの条例で、元気づけられ、夢を感じられるものにしたい」ということも前文に盛り込んだらどうですか、という話も出ました。そして最後のところは少し議論にもなったところですが、条例の前文には、これを提案している大人の思いを込めると同時に、子どもを主語とした子どもの思いを込めたものにすべきだ、ということで書かせていただいております。

3番目が「子どもの定義」。先ほど宝仙学園の意見の中でもありましたが、18歳未満のすべてのものをいうだけども、18歳を越えた者が高校3年生世代にはいるわけで、その子どもたちのことを念頭に、「18歳未満の子どもと同等の権利を認めることが適当であると認められる者」としてあります。もちろん選挙年齢であるとか、高校生の中でも大人としての権利を持つということはとても大事なところですが、例えば子どもの権利条約の広報に関わる色

んな事柄を学校をあげてやろう、となったときに一緒に出来ることはとても大事なので、そういったことを踏まえてそのように規定しているということでもあります。それから先ほど委員からも指摘がありましたけれど、例えば区外から来ている子どもたちが結構いる、あるいは逆に区内の子どもたちが外に出ているという場面がある。そういったことも念頭において子どもというものを考えることが大事であるということもそこで提案しています。

次に「子どもの権利の規定」のところですが、一つは、色んな規定の仕方があるということが最初10ページに書かれていますけれど、11ページを見ていただくと、審議会としては、この子どもの権利については、条約の一般原則、ユニセフが4つの権利をあげていますが、それではなくて、一般原則をきちんと踏まえたうえで子どもの生活場面で不可欠な権利を表していくという、そういうやり方でやったらどうかということがそこで提案されています。そのうえで、11ページに子どもの権利条約に関する一般原則というものを見出しとしてあります。この一般原則は、条約2条の「差別の禁止」、条約3条の「子どもの最善の利益」、条約6条の「生命、生存、発達の権利」、条約12条の「意見表明権」が4つの一般原則とされていますけれども、これを条例の中ではうまく表すということがとても大事である、という話をしてあります。具体的な案文をあげているわけではありませんが、順序としては「生命、生存、発達の権利」をまず第一に持ってきて、「意見表明権」、そして意見表明権の上に「子どもの最善の利益」があるということ、そしてそれが、誰ひとり取り残さず、すべての者に保障されると。そんなふうな順序で示したらどうかということが提案されているということになります。以上が権利の一般的な規定ということになります。具体的な内容については、この後の4で出てきますので、さしあたり子どもの権利の考え方については以上になります。

野村会長

次に、3として、「区・地域団体・事業者等の役割」があげてあります。まずは区の役割として、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障すること、区は、関係する人や機関と連携し、協働するとともに、子どもを支援する人や施設および団体を支援しなければならないということ、それからこの4月に東京でこども基本条例というのが制定されましたが、そこにも「区市町村と連携して」という規定がありますが、それを受けよう形で、東京都と連携する、ということと同時に、国、東京都、他の自治体に対して協力を求め、子どもの権利が保障されるよう働きかけをしていく、ということを入れてあります。これは結構重要な考え方かなと思っております。東京都や他自治体、国に対してもきちんと意見を言っていく、働きかけをしていく、ということを入れてあります。それから区は、子どもの権利に

ついて理解を深めると同時に区民と協働して広報活動に努める、というのをここで入れてあります。

次に、育ち、学ぶ施設および団体の関係者の役割ですが、育ち、学ぶ施設および団体とその代表者は、子どもの権利を保障しなければならないということと、子どもの権利を保障するために、区と連携し、協働するよう努めなければならない、としています。

それから区民の役割ですが、区民は子どもの権利について理解を深めてこれを周りに広げるよう努めるということと、区民は地域の中で子どもを見守り、子どもの権利保障に努めなければならないということ、子どもに関わる区民およびその団体は、区と連携して子どもの権利保障に努めなければならない、としてあります。

そして4番目に事業者の役割ということで、事業者は、そこで働く区民が子どもの権利を保障できる環境を整えるよう努めなければならないということと、事業者は区と連携し、または協働して、事業活動として子どもの権利保障のための活動を推進することができるということで、積極的な活動を促すというような規定をここで入れてあります。以上がそれぞれの役割になります。

野村会長

で4番目に「それぞれの場所や場面での子どもの権利保障」ということで、具体的な場面での権利保障の定めが規定されています。「家庭」、「育ち、学ぶ施設および団体」、それから「地域・社会」と、その全体に関わる「あらゆる場面」ということでここではまとめてあります。

(1)でまず「あらゆる場面」ですけど、次のように書いてあります。すべての子どもは一人ひとりが権利の主体であるということ、どのような背景を抱えていても等しく保障されるということ、家庭環境や性別、自身の考え方などにより差別されることがあってはならないということが示されています。それから子どもは、命が守られ、健康に配慮がなされて安心して生きることができ、必要な医療や保健福祉サービスを受けることができ、ここで、宝仙学園で特に出てきた、麻薬や覚醒剤などの違法な薬物から守られる、ということが書いてあります。それから3つ目に、子どもは自身の今と未来の主人公として力づけられ、支援を受けることができるということ。そして、子どもは、自分の思い・考え・意見を表すことができるということ。それを大人は受けとめて尊重しなければならない、それから、特にこの審議会の中で出てきて支持された意見として、子どもは、尊重された結果を受け取ることができる、特に、決めたことが子ども自身に関わる場合には、大人は尊重した結果を子どもに伝えるよう努めなければならない、ということを入れてあります。それから4つ目に子どもの最善の利益。子どもに関わることをす

るときには、子どもにとって最もよいことを第一に考えて行われなければならないということ、次に子どもは尊重され、自分に関することを知ることができるということ、子どもは休むことができるということ、疲れから回復するために、また自信が持てるように支援を受けることができるということ、それから子どもにとって遊ぶことが大事だということ、遊ぶことが失われないよう配慮され、また、遊ぶための環境が整えられなければならない、としてあります。それから、失敗するという話が出てきていましたけれども、子どもは失敗することがあります。大人も失敗することあるんですけれどもね。やり直すことができるということが強調されていましたが、やり直さなければいけないとなると結構しんどいので、子どもは失敗することがあります、失敗をしても大丈夫です、というふうにはさんでおきました。そして、失敗したときはやり直すこともできますと。大人は子どもの力を信じて支えることも大切です、ということをここで示しています。以上が「あらゆる場面で」になります。

次が「家庭で」。子どもは誰でも家庭的環境の中で育つことができるということ、保護者は重要な役割を担っており、子どもの良き理解者として、子どもに寄り添い、その成長を支え、応援しますと。保護者は、子どもにとって最も良いことを第一に考える一方で、保護者自身が疲れたときは休むことができるし、困ったときに必要な協力を求めることができる、ということでもあります。それから、虐待等についてもここで触れていて、子どもは、どんなに軽くても叩かれたりすることはありません、また、怒鳴られたりすることはありませんと。保護者は、しつけとしてでも、虐待やこうしたことを行ってはいけませんとここで規定しています。それから保護者は、家庭のそれぞれのペースに合わせた子育てができるということを入れてあります。そして区は、ということで家庭での話ではありますが、叩いたり怒鳴ったりしないで子どもを養育するための情報を提供しなければなりませんと。また、上記に従い、家庭に対して、必要な支援をしなければならないということで、以下区の役割についても規定されています。

で17ページ。「育ち、学ぶ施設および団体で」。育ち、学ぶ施設および団体とは、保育園、幼稚園、学校、児童館などで、団体というのは塾や民間団体を含むということで、「団体」と入れてあります。そこでは学ぶ自由と権利が保障されるということ、自分ことに関わることについて決められるときは意見を表す、参加することができるということ、また、子どもはどんなに軽くても叩かれたりすることはないということ、怒鳴られたりすることはないということ。そして子どもはいじめから守られます。安全で安心できる環境を保障されます、ということが書かれています。それから育ち、学ぶ施設および団体の中で、相談できる体制をつくるのが大事であるということ、子どもにとって最もよい解決をとらなければならないということ。育ち、学ぶ施

設および団体は、子どもへの虐待、その他子どもへの危険に早期に気づき、関係機関と連携して対応しなければならないということで、虐待の発見義務についてここで入れてあります。それから、育ち、学ぶ施設および団体に関わる大人は、というのは先生や教職員のことですけれども、沢山のことを一人で抱え込むことなく、子ども一人ひとりと向き合い、主体的な取組を通じてその成長を支えなければならないということと。そしてそのために必要な支援を受けることができます、ということが記してあります。そして区は、必要な支援をしてください、ということが書いてあります。

そして4番目が「地域・社会で」。これは表記として「地域」、「社会」の二つにすべきだという意見がありましたので、このようにしてあります。で、地域社会は子どもが安全・安心して過ごせる場所であるということ、子どもや家庭が地域の中で孤立することを防いで、地域全体で子どもを育てていくと。子どもがいられる場所にふさわしい環境を整えなければならない、ということが書かれています。そして、居場所が整えられることが書いてあって、ここには区の役割も書いてあります。区はこうした居場所を確保しこれを整えるとともに、居場所を提供する区民や関係団体との連携を図ってその支援に努めなければならないと。そして子どもは居場所づくりに参加して意見を言うことができるんだということ、子どもの成長を支える活動に関わる大人は、その活動を継続、活性化させるために適切な支援を受けられるということ、区は必要な支援をしなければならない、と打ち出しています。以上がそれぞれの場面での権利保障の話になります。

野村会長

5番目に、「子どもの権利保障を推進するために必要な方策等」ということで、区の施策について書いてあります。まず最初に子どもの施策の総合的推進ということで、サブタイトルとして「子どもの権利を保障し続ける仕組みづくり」としています。この審議会の中でも、条例をどんどん進化させていきたいという意見が出てきていたかと思います。一方で、条例は議会で定められて、動かないものであるということもとても大事なので、むしろ条例の中に子どもの権利保障を動かす仕組みを設けることが大事だということから、施策の推進の中に「子どもの権利を保障し続ける仕組みづくり」という形で入れてあるということでもあります。まず第1番目に、条例に基づいて施策を総合的に推進していくということと、統合的な子ども施策に関する政策目標をたてて、この条例に基づく計画を立ててくださいということが書かれています。

最初の丸印のところでは、特にたくさんの法律に基づく計画があるけれども、法律に基づいてやればよいということにはならなくて、新たに出来るこの条例に基づいて、総合的に計

画をつくることが大事だということが書いてあります。そしてその次に、計画を策定する際には、子どもの参加がとても大事であるということが書いてあります。それから20ページにいきますと、子ども計画の評価と検証ということで、ここでも子どもの意見を聴きながら評価、検証していく仕組み、それから評価、検証していくにあたっては、PDCAサイクルを実現していくこと、そして第三者的に評価することも大事だということが書いてあります。そして第三者的に評価する組織の設置についても積極的に検討すべきだということで、第三者委員会等を検討してくださいということを入れてあります。それから、今回のこの審議会で議論を始めるにあたって、実態調査というものがありませんけれども、必ずしも定点観測的に必要な情報が全部あったというわけではないです。その意味で、条例に基づいて定点観測的に子どもの状況を把握するための必要な指標に基づくデータを収集をすることが大事であると書いてあります。

それから2番目、「子どもの権利の普及啓発」ということで、この子どもの権利の普及啓発はとても大事だということから、具体的なリーフレット・教材等による普及啓発について定めるとともに、21ページになりますが、「子どもの権利の日」を制定して、特に条約が採択された11月20日を「子どもの権利の日」として、他の自治体とも協力しつつ、普及啓発に役立てるといったことが大切であるとしています。

野村会長

次に、最後から2番目の項目になりますが、「子どもの参加の仕組み」ということで、子どもの参加の仕組みを別に設けるということを書いています。まず「あらゆる場面での子どもの意見表明と尊重」というところで、ここで書いてあるのは、子どもの参加の仕組みは区で設ける必要があるけれども、子どもの参加というのは、もともとあらゆる場面で子どもの意見表明と参加が大事だ、ということを書いてあります。そのことを踏まえて区では仕組みを設けていくべきだ、ということが書いてあります。次の「区における子どもの参加の仕組み」ということで、区政への参加、それから計画への参加も大事なんだけれども、それとも別に、子どもたちが自律的に自らテーマを設定して、区の課題等について話し合っ、子ども自身が問題を発見してこれを提案していく「子ども会議」といったものを設けたらどうかということを書いてあります。そして22ページの「子どもの参加を容易にするファシリテーターの養成」というところで、子どもの意見を引き出すということが大事なことです、これをファシリテートする仕組みということを書いてあります。

野村会長

最後に24ページ以下、「相談・救済の仕組み」になります。子どもの相談・救済の仕組みを設けるべきだ、ということが最初に書いてあるのですが、一つは相談からの個別救済の必要性和、それから相談からの個別救済から派生した制度改善、この二つのことを考えることが大事だということがここで書かれています。

そして2番目に、「子どもの相談・救済機関に求められること」ということで、相談・救済機関がどのように活動していくのかということの原理的な部分について書かれています。まずは、子どもがどのように解決したいのか、という子どもの解決イメージがとても大事であるということ、子どもの思いに寄り添って、その考えや意見を尊重していくことが大事だ、ということが書いてあります。大人が子どもに良かれと思って行う救済手段が必ずしも功を奏しないことが多いので、まずは子どもの意見がどこにあるのか、ということにきちんと中心を置いて考えることが大事であるということが書いてあります。そして、救済機関は、自己発意での改善の仕組みもとても大事だけれども、その場合でも、子どもの意見を代わりに実現していくということが大事だ、ということもそこで指摘しています。それから、子どもの救済機関は子どもにとって相談しやすいものでなければいけない、ということが書いてあって、前の方にも書いておきましたが、困っている、という権利侵害からの救済というのが仕組みの大きな枠組みですが、権利侵害と言われても実感できない部分があるし、権利侵害としてしまうことで相談が遅れてしまうということもあるので、子どもが困っている、というところから、これを子どもの権利侵害の端緒であるとしてとらえて、そこから何遍も相談できる仕組みを作ることが大事だということが書いてあります。それから相談のしやすさということを考えて方法を工夫すること、相談しやすい場所、ということにも工夫すること、区の機関はあらゆる機会や場所を通じて広報する必要がある、ということがそこで書いてあります。学校と子ども家庭支援センターの連携というのもとても大事ですが、相談・救済機関の場合にはそういったところに意見を言うこともありえますので、その意味ではもちろん連携も大事なだけけれども、子どもとの関係で言うと、やはり相対的に独立をしてきちんとものが言えるという、そういう仕組みをつくることも大事であると思います。

それから25ページの相談・救済機関の仕組みというところで、名称については、各自治体でそういうのがあります、ということと、分かりやすい名称、愛称名が必要となることが書いてあります。最近オンブズマンとかオンブズパーソンという言葉は随分定着はしてきていますけれども、それでも小学生にはなかなか難しい言葉かなと思いますし、「子どもの権利擁護委員」というのもいいんだけど、なんだか堅っ苦しくて相談しにくいな、となってしまうので、例え

ば世田谷区であれば「せたホツと」といつてみたり、西東京では「CPT」という・・・なんだそれは
ということですが子どもたちがつけたものなので。子どもたちからの募集、子どもたちがつ
けるということも工夫しながら愛称をつけるということも大事な、ということが書いてあり
ます。それから組織としては、区長の付属機関であるということ、子どもの権利に精通した専
門家委員、これは職種から考えることも結構多いんですけれども、例えば弁護士、臨床心理士、
ソーシャルワーカー、あるいは教育の専門家が常に子どもの権利に親和的かという必ずしも
そうでない場合があるので、子どもの権利に精通した専門家がいることはとても大事だとい
うことであります。また、子どもに関する問題は実は非常に複雑な場合が多く、ひとつの職種
ですべてカバーできるということはほとんどないと考えた方が良くて、その意味では、色々な
他職種の連携の場という形にした方がいいという見解になります。あとは、関係機関と利害関
係を持たない第三者の確保の必要性、それから委員会方式の合議制の場面もとても大事では
あるんですけれども、迅速、機能性に欠けたり時間がかかったりするので、独任制・複数の組
織とすべきだと。これはつまりそれぞれ一人ひとりがきちんと動けるようにする、しかし複数
いる、ということが大事なと思います。それと委員とは別に、専門相談員のいる相談室の設
置はとても大切だということが25ページから26ページにかけて書いてあります。専門家委員
を常勤とすることの難しさがあると同時に、専門相談員が常時いるということへの子どもの
安心感もとても大事ななと思っているところです。

それから3番目に「独立性の担保」というところで、利害関係を有しない第三者性の問題、そ
れからあとの権限の問題もあるんですけれども、それとは別に必要な予算措置、組織体制を
担保すべきだということが書いてあります。

そして4番目に「権限」について書いてあって、申立だけではなく自己発意で動けること、個
別救済ということだけではなく、制度改善を促す役割を持たせるべきだということが書いて
あります。そして、権限としては関係機関に要請、勧告、意見表明という権限を持ち、これに対
して関係機関は措置をとること、その結果を報告する義務があることも併せて規定されるべ
きだと。そして、そういった措置については公表されるべきだと書いてあります。それから最
後、27ページ目になりますけれども、子どもの相談全体としての条例あるいは子どもの権利
の普及啓発も大事なんですが、子どもの相談・救済機関としての啓発もとても大事なので、あ
えてここで重ねて入れてあります。それから最期に年次報告書ということで、報告するという
ことは当然のことですが、こういう相談・救済機関が何をしてくれるところか、ということを広
く知ってもらうこともとても大事なことなので、年次報告書を通じてどういう活動をしてきた

のかということを知ってもらうということを公表し、区長および議会に報告するということが最後定められています。

随分長くなりましたけど、5月11日の答申ワーキングで検討した内容を答申案として提示させていただきました。ということで、ご意見をいただければと思います。

まず「現状と課題」のところで何かご意見ある方、意見があればお聞かせいただけますでしょうか。ここは大丈夫ですかね。審議会の割と最初の方の回で議論していただきましたので大丈夫かと思いますが、子どもからの意見聴取もありましたので、そういうところも含めて何かご指摘があればいただければと思います。いいですかね。

次に中身ですけど、子どもの権利保障についての考え方、それから役割、それぞれの場面で子どもの権利保障、このあたりで何かご意見をいただければと思います。

齋藤委員

嬉しかったポイントをお伝えしたいのですが、前文の部分では、子どもを主語とした、子どもの思いが込める言葉を、子どもの意見を聴いて反映させるというところには感動しましたし、こういったことが中野区できちんと取組としてできたらいいなと思っています。

一般原則については、本当にこう素朴な疑問というか、私のように法律の専門家でもなんでもない、子育てばかりしている者として、「生命を守る」というところと「生命、意見表明、子どもの利益、差別の禁止」というのが、最初に皆さんで議論したときに順番が違っていたんですね。それが、私の考えでいくと、生命を守って、意見表明権を守って、そこから最善の利益は導き出されるのではないか、ということがここに反映されているのが嬉しいなと思いました。単純に嬉しかったということでした。

野村会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

松山委員

5月11日のワーキング、私は参加できなかったのですが、本当に、これまで審議会の中で取り上げられてきた議論やポイントをすべて盛り込んでいただいて、参加された皆様、事務局の皆様ありがとうございました。全体を通じての意見なので今言って良いのか迷ったんですけども、特に一般原則の中でも意見表明権が大事だよ、ということを書いておくことも踏まえて、例えばなんですけど、各項目ごとに、項目の一番最後に、子どもの意見聴取や実態調査の自由記述のところで寄せてもらった子どもの意見でそのテーマにかかるところをピックアップして子どもの意見を紹介する、というのは答申案としてちょっと出来るかどうかかわからないので

すが、こういう意見が大事で、この答申はそういった子どもの意見をベースとしているんですよ、ということを示すために盛り込むことが可能かなということをやっと提案をさせていただきたいと思います。今ある答申案の中でも、関わりはあるんだけども答申案として入っていないものでも子どもたちから寄せられた意見があると思っていて、例えば6の「子どもの参加の仕組み」では、この間の出前授業の中で、「自分の意見をみんなの前で言ったら笑われた。やめてほしい」といった声があがったりとか、7の「相談・救済の仕組み」の関わりで言うと、「自分が相談していることが他の人に分からないような場作りをしてほしい」というような、色んな「こうあってほしい」という意見が出てきていて、それは必ずしも答申の本文に出るのはそぐわないものもあるかもしれないけど、忘れてはいけない視点もあったかなと思うので、そういう構成が可能かどうか、もし可能であればぜひ取り入れていきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

野村会長

ありがとうございます。子どもたちの意見については、今日報告させていただく中で、前回5月11日の答申ワーキングでこんな意見があった、ということが豊富に出されていて、それをなるべくこの中に取り入れていくという工夫はしたんですけども、子どもたち自身から出たものがどういう形で反映されているのかというのが確かに説明しないと分からない部分があるんです。で、ここの項目ではこういう意見がありました、というコラム的な、囲み的なものがあると、こういうものが元になっているんだな、ということが分かっていいかもしれませんね。でもそれってすごい大変なことだと思うんですけど。事務局どうですかね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

5月11日のワーキングの後に、会長からお話があった意見聴取の結果を答申に、というところで、拾えるものは拾って入れてはいるんですけど、ただ、そこまで拾うのかということは確かにあって、すべて拾って入れていくというのは現実的ではないのかなとも思っているのですが、なるべくいただいた意見で多いものについては反映させてある状態にはなっています。

野村会長

網羅的でなくてもいいんですが、例えば反映した部分の下の方にコラムみたいな、「子どもの意見から」という吹き出しみたいな、そんな形で「こんな意見がありました」と並べてみるのは、なんとなく。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

分かりました。作ってみます。

野村会長

網羅的でなくていいので。多分出たものは最後の資料に網羅されると思うし、「ここの意見はここを元に、…」と書く必要はないんだけど、反映された部分の下のあたりに「関連してこんな意見が出ました」ということを並べてみるという、そんなイメージですかね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

本文に関連しているものを参考として、「子どもの意見」みたいな形で並べてみるという感じですかね。

野村会長

はい。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

分かりました。ありがとうございます。

田谷副会長

これ分析していただいたデータはKHコーダーですよ。私も実はデータをいただきながら、ごめんなさい、間に合わなくて終わらなかったのですが、いただいた意見について分析はしております、分析から読み取れたものをまとめて出そうと思いながら、間に合いませんでした。コラム的というか、分析した結果こういう意見が出ました、みたいな分かりやすい言葉で書くというのは入れた方がいいかなと思っていたので、事務局の方もやってくださると思っていますが、私も私なりにまとめて、今週中に野村先生に提出できるように頑張ります。

野村会長

お願いします。

松山委員

本当に、答申案の本文の中にも子どもたちの意見でいただいたものを盛り込んでいただいているな、と参加して、読んでいる立場として見て取れて、本当にありがとうございます。発案をした立場として私も手を動かせるところはいたしますので、またご相談させてください。

野村会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

相川(梓)委員

9ページ目のところで、答申ワーキングでも話になりましたが下から丸3つめ、「今は大切です」というところ、本当に大事だなと特に感じております。で、どうして大切かという、未来のために今を我慢しなきゃいけない、とか、犠牲にしなきゃいけない、と抑圧されている子が

いると感じているからです。当然、ある程度未来のために頑張るということも子どもが成長するためにはとても大事だと思っているのですが、未来のために今を犠牲にしすぎない、というような言葉を入れられないかな、というのが一つ目の指摘です。

もう一つ目は、16ページ目「あらゆる場面で」のところですか。ワーキングで「休むことができます。そして、遊ぶことが大事です。」というところを分けてはどうか、ということをお伝えして、分けていただいたと受け取っております。ありがとうございます。そのうえで、ここで「遊ぶことは大切です。遊ぶための環境が整えられなければなりません。」とあるため、休むことについても、「休むための環境が整えられなければなりません。」という言葉で「環境」と入れられないかなというのがもう一つの提案です。

また「遊ぶための環境」として具体的には、様々な環境が考えられると思います。屋内で遊ぶ環境、屋外で自然と、自由に、ある程度の危険も顧みずに遊べるプレイパークのような環境が整えられなければならない、というようなことも書いていただけないかと思っております。

野村会長

ありがとうございます。最後のご指摘ですが、ここはあまり具体的になればなるほどその部分に特化していってしまうので、そこがくみ取れる形でいいかなと思ってはいたんです。居場所だとか子どもが遊ぶ環境というのは、プレイパークのようなものもあれば、違うものも多分あると思うので、ここにプレーパークの話をも急ぎ持ってきちゃうと、他のはどうして入れないんだという話になってしまうので、権利保障の中でプレイパークのようなものが必要だ、という議論はしていく中で含んでいく、という形でいいのかなと考えています。

相川(梓)委員

承知しました。「屋内外」と入れるのはどうでしょうか。私も実態調査の自由記述を分析するなかで、公園に対する子どもの不満がすごく多いことが印象に残っているためです。

田谷副会長

屋内外というところで、ゲームという話も出てきていたので、新しいバーチャル空間というのも今子どもたちの環境だと入れざるを得ないということになると、正直嫌だな、と拒絶感を持つ大人もいると思うので、私はこの中に文言として入れるよりは、松山委員がおっしゃったコラムの中に「子どもからこんな意見があって、遊ぶ場を考えています」といった形でワンクッション置いた方が受け入れやすいのかなという印象を受けたのですが、いかがでしょうか。

野村会長

「遊ぶための環境」ということで、決して相川さんがおっしゃったことを排除しているわけで

はないので、色々多義的に発展的に読める方がいいかなと思ったりもします。屋内外だとこれ逆に限定をすることにもなるかなと。「休むことができる環境」については入れた方がいいですかね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

相川委員が今おっしゃった、プレイパークや子どもたちが自由に自分の発想で体を動かすことができる環境が大事だ、というところは、例えば「現状と課題」の5ページの「(2)子どもの居場所」という項目の中に、実態調査の中では公園の話や屋内で遊べる施設の話が出てますので、この中で、自由に屋内外で遊べる環境が必要だといった意見が審議会の中で出された、と記載してはどうかかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

野村会長

相川さんが言われてることの代替にはならないけれど、それはそれで記載していただいているように思います。逆に屋内外という限定しちゃうことにもなるのでそこはこのままでもいいかなと思っていることと、休むことができる環境を整えることは大事かなと思いました。もう一つのご指摘、未来のために今を限定しすぎるという話も、今と未来をちょっとくっつけすぎてる気がしませんか。今が大事で未来も大事ということですよ。趣旨はよく分かるのですが、あまり語りすぎると関係づけすぎることになってしまつて。

相川(梓)委員

分かりました。否定されるものではないということも確認できましたし、ご説明頂いた趣旨に納得いたしました。

あとすみません。もう少しだけ。具体的にどこかということではないのですが、以前齋藤さんもおっしゃっていたと思うんですけども、学習する権利。例えばコロナで休校になってしまつてオンラインでも、というような話があったかと思うのですが、学ぶ権利について触れられた箇所がないように思いました。もし入れるとしたら、どこに入れたらいいのかなど、皆さんのご意見を伺いたいです。

齋藤委員

そうでしたよね。

野村会長

17ページの「一人ひとりの学ぶ権利と成長が保障されます。」というところとは別で、という話でしょうか。

齋藤委員

なんだろう、先ほど松山さんがおっしゃっていたような、不登校の子どもたちにどうやって教育を届けるか、という部分が大きいのかなと。どこにいても、どんな状況でも勉強が続けられる環境を整えているよ、という子どもたちに対する義務ではなくて大人側の義務として準備をすることなのかなと。

野村会長

どこにいても学ぶということですね。

齋藤委員

そうなんですよね。不登校の問題やコロナで学校に通えなかったっていうのもあるけれども、そもそも病院に入院している子たちはどうしていたんだと。その子たちだって、例えば学び続けたいという気持ちを持っている子だってたくさんいると思うけれど、それを区ではきちんとこういったことが準備されてできているよという、コロナ禍で、今だからこそ余計大事にしてほしいなということを思いました。

野村会長

「あらゆる場面で」で一項目立てますかね。

齋藤委員

希望としては立ててほしいです。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

17ページ(3)の丸の下から2番目、「育ち、学ぶ施設および団体に関わる大人は、…」の部分でカバーはできていないでしょうか。一応ここに大人の役割として「その成長を支えなければいけません」というところに入っているかなとは思いますが。

齋藤委員

個人的な意見としてはやっぱりぼんやりしちゃうかなと思います。

野村会長

「あらゆる場面で」となると、どこまで拾っていくのかというところはありますね。学ぶことの保障ですよね。コロナ禍で結構言われているし気になっていることは逆にもう一つあって、学校が休校になってどんどん授業の時間数が足りなくなっちゃったじゃないですか。それで、大人は時間数を確保しなければいけないというので学ぶ時間をやたら設定したんですけれども、子どもはそんなことちっとも望んでいないでしょうから、子どもにとって結構苦痛になっているということもあって、子どもに良かれと思って「学ぶことは大事だ」と言うけれども、反って子どもに非常にストレスを与えているということもちょっと念頭にあって。

齋藤委員

なるほど。かといってこれ、例えばですが、前にワーキンググループか審議会で話したと思うのですが、中野区の小学校の先生や中学校の先生みんなで協力して一コマずつ授業を作っていたら、全部のコマ数、授業ができるんじゃないかなと思っていて、例えばそれを子どもが学びたいという方向性に合わせて一つひとつ子どもが選ぶことができたなら、またすごく広がりがあるかなと思うんですよね。だから、これを作りました、さあやりなさい、ということではなくて、チャンスはいくらでもあるよ、ということ準備できることが大切なのかなと思います。

相川(梓)委員

入院してしまったりした子がもう学校に行けない、学べないと諦めないで、というようなメッセージも伝わるとよいように思いました。

野村会長

これから現実的に非常に問題になってくるのは、中野区に設置される児童相談所。児童相談所における一時保護における教育保障。

齋藤委員

(一時保護所では)プリントをやっておいてね、といった状況で、子どもが教育を受けられない期間が長くなってしまっていて、そういう意味では、本当にあらゆる場面で子どもの教育を保障することができる、というところは大切です。

野村会長

例えば子どものシェルターでも意見が分かれていて、カリヨンでは児童相談所と同じで学校に通わせない、一方でシェルターによっては、安全の問題があるけれども、学校に通うことを認めるシェルターもあります。なので、カリヨンには行かないけど学校に行かせてくれるこっちのシェルターに行く、ということもあったりして、結構意見が分かれているところです。

齋藤委員

例えば一時保護のお子さんを里親で預かった場合というのは、そのお子さんの状況に合わせてですけど、子どもの通学をサポートするという形で通ったりする子もいます。しかし、やはり危険な場合もありますので、そのときはずっと家にこもってないといけない、そういった状況も、地域に児童相談所ができるとなると、地域の人たちも一緒に担っていくということになるので、こういったサポートがあってくれれば、里親としてもすごく助かります。

野村会長

「あらゆる場面で」で一項目入れますかね。学ぶ、遊ぶ、休むというのは並びとして悪くない

ですよね。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

16ページの「休む」の部分でしょうか。

野村会長

そうですね。あらゆる場面での学びの保障ということを入れましょう。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

承知しました。

野村会長

ありがとうございます。他にいかがでしょう。

齋藤委員

引き続き一ついいでしょうか。色々皆さんのお話を聞いて思ったことがあって、今言うのか後で言うのか迷って分からなくて今言わせていただくのですが、子どもの権利を守る、権利を守るためには権利保障をする、ということについて、子ども時代を守られなかった大人が聞くと少し痛みがあるのかなと思いました。その方たちからすると、この子どもの権利を保障するというのはいいなと思う反面痛みがある、ということをなんとか違う近いものにしていきたいな、という思いが出てきました。その方たちに環境を用意したかったよ、という思いが伝わるような言葉を入れられたらいいなと思いました。子どもの権利保障はかつて子どもだった大人に向けても届けたい言葉です、子育てしているあなたも大人になったあなたも大切に同じように守られます、というような言葉が入ると、子ども時代を大変な思いをしてらっしゃった方にも、少しこう、ここにいる大人みんな、審議会の皆さんがきっと同じ思いではないかなと私が勝手に思っているのですが。すべての子どもが守られてほしかった、守っていききたい、と思っているのが今の大人にも伝わっていくのかなと思いました。これは一つの提案です。

野村会長

入れるとしたら前文ですね。

齋藤委員

ぜひそういったことを今の大人にも伝えられたらいいなと。頑張って大きくなった方たちもいっぱいいると思うので。

野村会長

どうしましょう。「子ども時代を失った大人」とか。

齋藤委員

私の中では「子ども時代を守られなかった大人」かなと思ったのですが、言い方も難しいなと思っていて。

野村会長

子ども時代を失った大人に対して、条例ができることでどうなるというところが。

齋藤委員

条例ができることで、条例によって守られる子どもがうらやましいな、という気持ちや、苦しい気持ちを少しでも和らげていきたいなと思って。できれば本当は、こういったことをもっともって各地域で遡ってできたらいいなという思いもやはり関わっている野村先生なども感じている部分であるかなと思うんですね。

野村会長

そうとなかなか難しいかもしれませんが、そういう大人たちの思いも込もってるんだ、ということは、前文で伝えることができるかもしれません。大人たちへとなかなか難しいですが。

齋藤委員

私は割と子どもから大人になったユースのあたりの人たちとの出会いが多くあるので、なんでそのときにこういう風に自分は助けてもらえなかったんだろう、という苦しみを抱えている方もいるな。「子どもに向けて」イコール「大人に向けて」だと思うので、伝えていくのは大人だなと思います。

野村会長

ちょっと反映できるか分かりませんが、とりあえずご意見としていただきました。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。時間も時間なので、最後の部分まで含めてご意見いただければと思います。

田谷副会長

まず学習のところは、コラムを作るに当たって、あまり勉強は分析だと出てきていないので、あまり全面に出してしまうと子どもの意見から離れてしまうかなと。恐らくこれから子どものヒアリングをとるときに、これから大人になることに対する自分たちの保障であったり、齋藤さんのように、救済されてこなかったまま大人になってしまった人たちへのフォローというのは児童福祉法の中では難しいというのは分かっているので、中野区はこの子どもの条例だけではなくて色んな条例、計画を作っていて、そちらでフォローしていくということも考えられるので、19ページにある子ども計画の策定あたりに「他の政策や条例と連動させていく」とかそ

ういった文言を入れていくことで、フォローしていく仕組みを作るんだ、包括的な仕組みを作っていくんだ、という、子ども計画から起点として様々な計画と連動させていく、といったような文言を入れていくと、全体的に、現実的に動く形になるんじゃないかなと期待しています。

もう一つ気になっていることが、「第三者機関」とか「独立性」という言葉を5月11日も話し合ったんですが、そういった文言を答申に入れることによって、これ野村先生にご質問なんです、どれくらい中野区はやってくれるのかな、圧力になってくれるのかなと思ひまして、どうでしょうか。

野村会長

それ私に聞くことでしょうか。

田谷副会長

書くとどれくらい現実性が出てくるのか、というのを期待しているところなんですけれども。

野村会長

そりゃここに書いたらやらざるを得ないでしょう。

田谷副会長

そうですか。分かりました。

野村会長

それと違うことやる場合には説明が必要になると思いますね。

田谷副会長

分かりました。じゃあこれは絶対入れていただきたいなと思いますね。

野村会長

議事録としても残していただきたいと思いますね。

田谷副会長

もう一回言っておきましょうか。絶対入れてください。

野村会長

少なくとも、こういった救済機関を作るときは、いわゆるパリ原則に則るということがあって、そこでも独立性は言われているので、それに反するようなものということになれば、子どもの権利条約に反することになるということなので、反するようなものは多分中野区は作らないと思いますよ。

齋藤委員

田谷先生の提案はとても大切だと思いました。中野区の児童相談所は「子ども・若者支援センター」となるそうで、実際にどんな支援を作っていくことができるのかなと考えました。

野村会長

計画のところですよ。計画の話で「他のところと連動して」という言葉を入れたらどうかということについて齋藤さんはご質問でしょうかね。

齋藤委員

そうですね。

野村会長

私は他のところと連動させるのはちょっと危険だと思っていて、要するに、色んな子どもに関係する計画が横並びになっていて、そこと連動するというよりはむしろ子どもの権利に関する条例が全体を統合するような形のものであると理解していった方が良いと思うんですね。あんまり他と連動するという形にしない方がいいかなと思っていて。子どもの施策でないものとの連動というのも現実的にはあると思うんですけど、そのレベルで言うとやはりそうじゃない形で提案した方がいいんじゃないかなとちょっと思ったりします。

齋藤委員

なるほど。というのも、中野区の児童相談所は子ども・若者支援センターに入っているわけですよ。ということは、若者というのはどれくらいの年齢を指すのか、ちょうど昨日中野区と里親の交流サロンを行ったのですが、39歳までの方を指しているということなんですね。本当に私が出会っているユースの方たち、さらにもうちょっと上までの年代の方たちにも、支援を届けるということがすごく重要なんじゃないかなという思いがあって、先ほどの、子ども時代にご苦労された方、大変な思いをした方たちにも届く言葉がここに出てくれば良いなと思ったので、ちょっと何かと組み合わせると何か、という意味では全くなかった、ということをお伝えできれば。

野村会長

若者は「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて要するにむりくりくっつけちゃってるので、あれはそんなに感心できるお話ではないんですよ。しかも子若法では、若者を39歳まで含みながら子どもの権利条約について言及していたり、一体何がやりたいんだっていう感じの法律であるという。しかも相談の仕組みについても要対協と同じような仕組みを作れという話になっていて。要対協でうまくいきかけてるからそこでもまたやろうっていうのは自治体にとっても結構迷惑な話だったりする。

齋藤委員

すごく難しいんですよね。大人になった方について、なかなかね。支援がうまくいってということはどこでもまだ見えてないなと私なんかは思ったりします。ただ、先生がおっしゃったとおり前文の部分でも少しでもこういう思いが、子ども時代の話だけしててわけではないんだ、子ども時代に色々なことがあったあなたにも届けたい、これはみんなのためのことなんだよ、というのがメッセージとして含まれると豊かだな、と思っています。

野村会長

ありがとうございます。

松山委員

度々すみません、まだ話していない委員の方がいる中すみません。項目5の(2)「子どもの権利の普及啓発」に関わってくるかと思うのですが、この条例が定まった段階、出していく段階においての検討になると思うんですけど、やさしい日本語ですとか、中野区内でよく使われている日本語以外の言語いくつかでもこの条例というのが発信されることが重要ななと思って、ここの項目がいか分らないんですが、やさしい日本語を含む多言語での条例というのが入るべきなのではないかなと思いました。

野村会長

ありがとうございます。確かにここに入れていないのはあれですよね。条例でそうあるべきだと書いていて広報に入れていないのはちょっと問題ですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

窪寺委員

みなさんがまとめに入っているところにちょっと細かいことなんですけれども、18ページの一番最後のところに入れていただければなと思うところがあります。それはですね、最近ヤングケアラーの話聞いたときに、支援があることを知らずに親御さんの介護をしてきたという話がある、そういった支援を知らない子どもたちがいると。なので「支援をしなければなりません」というところに「支援から取り残されない」みたいな表現も付け加えられたらいいのかなと思います。

野村会長

ありがとうございます。重要な意見かと思います。他にいかがでしょうか。

相川(梓)委員

すみません、度々申し訳ないです。先ほど「学ぶことができます」ということを入れていただ

けるとなりましたが、上から押しつけられるのではなくて、子どもが学びたいものを学べる環境を用意する、という視点をぜひ入れていただきたいと思いました。

野村会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。画面だとなんかあれですよ。発言されていない方もおられますが大丈夫ですか。宮川さん、大丈夫ですか。

宮川委員

大丈夫です。

野村会長

あと、遅れて来られた相川弁護士とか。

相川(裕)委員

大丈夫です。

野村会長

大丈夫でしょうか。誰一人取り残さない審議会として、発言していただかないと。

望月委員

いじめの視点を入れていただいて、ありがとうございました。

野村会長

ありがとうございます。だいたいよろしいですかね。そうしましたらもう2時間くらい経ちますので。

齋藤委員

すみません、一つだけお聞きしたかったのですが、これは前に法的な対応が必要かどうかという話があったかと思うのですが、それについてちょっと。かなり最初の審議会で、法的な救済に対して、私は社会的養護の子どもたちに対応してるものですから、なかなかその子どもの要望だったり認められないという状況があって、それが子どもにするとひどい傷つき体験になっているわけですよ。ですからその救済制度について、1番最初の方に先生が「法的なものでなくてもいいのではないか」ということをおっしゃっていたと思うのですが、それについてはどう考えていらっしゃるのかなということだけを聞き忘れてしまっていたなと思ひまして。

野村会長

そもそもこの条例の中で、勧告であるとか意見表明であるとかってことを入れること自体が法的な対応と言えれば法的な対応になります。要するに、法的な根拠を持って権限を行使すると

いう意味では法的対応になると。諸外国なんかでは、例えば裁判を代理するような話もあるんだけど、それは含めてはいないということなので、条例の中で権限を入れるということはそれ自体が法的な仕組みとしてそれを取り入れるということになろうかなと思いますけれども。

齋藤委員

分かりました。ありがとうございます。

野村会長

他大丈夫でしょうか。そうしましたら、本日はご指摘をいただきましてありがとうございます。あと1回予備日があるんですが、会長副会長に一任いただいても大丈夫ですか。いいですかね。ちょっと画面共有をやめていただいていいですかね。そうすると皆さんの顔が見れます。皆さんが嫌そうな顔をしていればもう一回やりますが。

いいですかね。では一任していただいて、一応今日を最後にしたいと思います。一任して直したのについては皆さんにも見ていただいて、ということになろうかと思います。本来私が会長をやっている審議会などではたいていの場合に重要な懇親会などをやるんですが、今回はそういう状況ではないので、事態が収束したのち、条例ができたところになろうかと思いますけれども、何らかの形でみなさんとそういう会ができたらいいなと思ったりもしています。というわけで、最後こうやってオンラインでしめるっていうのもあれなんですけど、本当は一人ずつご感想をいただきたいところでもありますが、もう21時を回ってしまったのでこれぐらいにしたいと思いますがよろしいでしょうかね。事務局、何かありますか。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

ありがとうございました。全6回、皆さんに鋭意取り組んでいただきまして本当にありがとうございました。事務局から、最後部長から挨拶させていただきます。

子ども家庭支援担当部長

子ども家庭支援担当部長の小田です。全6回の審議会、ご参加いただきましてありがとうございました。審議会の最終回に際しまして、事務局を代表してご挨拶をさせていただきます。新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない中、子どもの権利を巡る環境におきましても、大変厳しい状況が続いていると認識をしてございます。審議会でご意見をいただくだけではなくて、中高生への意見聴取などにつきましても、委員の皆様にご協力いただきましてありがとうございました。また、各ワーキンググループで議論を深めていただきました内容が本日の答申案に反映されているものと実感してございます。この答申案に基づきまして、子どもの権

利条例の策定、また、その条例がより効果的なものとなるように、区としてはしっかりと進めていきたいと考えております。野村会長をはじめ、審議会委員の皆様には、お忙しい中、また新型コロナウイルスの影響がある中で、大変様々ご苦勞おかけしました。短期間に集中的なご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

野村会長

どうもありがとうございました。この答申案はいつ提出するんですって。

事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

6月1日で区長の日程を押さえていますので、そちらで提出をお願いいたします。

野村会長

はい。そんな予定になっています。本来であれば皆さんに来ていただいて、としたいところですけど、押さえてある会場があまり大きくないということなので、会長副会長等でお渡しをするということにしたいと考えています。

私に関わった審議会の中でもこんなに皆さんが積極的に主人公として立ち振る舞われた審議会というのは私も実は初めてで、とてもやって心地よく、色んな議論ができてよかったな、という感想を持っています。この答申案をもとに、中野区でいい条例ができればなと思っていますので、お互いに見守っていければと思っています。皆さん、本当にどうもありがとうございました。そしてお疲れ様でした。これで終わりたいと思います。傍聴の方もありがとうございました。

午後9時14分 閉会